はじめに

近年、営農に欠かせない農業水利施設の多くが、耐用年数を迎えようとしています。これまでは、「施設が寿命を迎えたら更新する」という対症療法的な手法がとられていましたが、従来の手法では、更新整備に多大な費用がかかり、今後の保全管理に支障をきたすおそれが出てきました。

これからは、「施設の調査・診断により劣化を予測し、事前に予防的な補修補強を行う」という予防保全（ストックマネジメント）手法により、施設の長寿命化を図り、今後の改修等にかかる費用を低減し、計画的かつ効率的・効果的な農業水利施設の保全管理をめざしているところです。
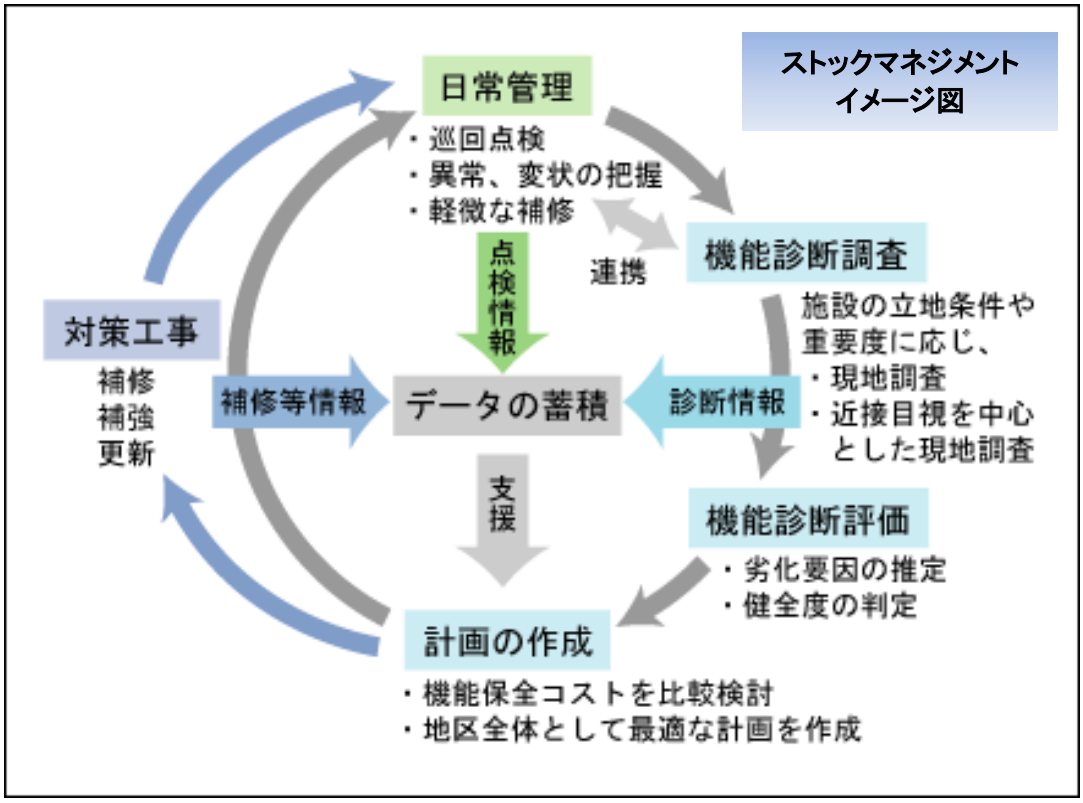
本マニュアルは、栃木県が平成２３年３月に策定した、「農業水利施設保全管理指針（以下、指針とします。）」に基づくマニュアルであり、農業水利施設管理者（土地改良区等及び水利組合等）における１次診断（簡易診断）に活用いただくことを目的としております。